

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（386）
2. 日時：令和4年6月30日 10時30分～12時05分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、角谷主任安全審査官、藤原主任安全審査官、
宮本主任安全審査官、小野安全審査官

北海道株式会社：

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）、他1名

原子力事業統括部 部長（安全設計担当）※、他3名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）資料1 泊発電所3号炉 残されている審査上の論点とその作業方針および作業スケジュールについて
- （2）資料2 DB/SA, バックフィット案件の資料提出及び説明に係るスケジュールを取りまとめる考え方について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁小野です。それでは本日のヒアリング、泊。
0:00:07	3号の作業スケジュールについて、ヒアリングを開始したいと思います。それでは
0:00:13	説明をお願いします。
0:00:16	北海道電力の石川でございます。本日はお時間いただきましてありがとうございます。今お話ありました通り、作業スケジュールについてのご説明です。次回の審査会合に向けて、準備している状況をご説明いたします。
0:00:29	残念ながら45条につきましては、本日、間に合っておりません。45条につきましては、工程遅れがたつてながらもですね現実的な
0:00:39	工程の組み立てと所要期間、それから介護回数を確保しつつですね、何とか2023年の9月に一通りの説明を完了できるよう検討中でありませ
0:00:49	またですね、2023年の9月の説明完了以降、必要となる、審査期間をどう組み立てていくかどう表現するかということも検討中ございまして今日お示しすることができないんですけども、
0:01:01	次回の会合介護ヒアリングですね、でお示ししたく存じます。よろしくお願
0:01:12	いします。本日は、45条以外のDBSAバックフィット条文の説明の組み立て、
0:01:24	について1000、先週ご指摘いただいた点を踏まえまして説明をさせていただきます。こちらですね一部検討中のまま残ってる部分がございますけれども、それは45条とともに次回のヒアリングで、
0:01:40	お示しさせていただくこととなりますけれども、本日もご提示できる部分について説明をさせていただきたいというふうに思います。まず事務局の神原から、一通りの説明をさせていただきますよろしくお願
0:01:42	いします。
0:01:45	北海道電力、神原です。
0:01:47	資料に基づき説明させていただきます。
0:01:59	本日資料は、
	2点ございます。1点目は資料の1、泊3号炉残されている審査上の論点とその作業方針及び作業スケジュールについてということで、こちらは審査会合の都度、
	規制委員会規制庁の皆様と情報共有するツールとして使わせていただ
	いているものです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:06	これは7月中の審査会合で当社が説明したいと考える資料の案として、6月23日の審査会合のご指摘を踏まえ、現在作成中のものとしてお出ししております。
0:02:17	続きまして資料の2番ですけれども、デービーSAバックフィット案件の資料提出及び説明に関わるスケジュールを取りまとめる考え方についてということで、
0:02:28	こちらの資料は資料1を補足する意味ですね、当社としてどのようなことを考えて作成しているかということについて、まとめた資料となっております。
0:02:39	なので構成としてはまず資料2からご説明差し上げて、資料1で
0:02:45	実際に
0:02:46	ご覧いただきながら説明するのが良いかと思しますので、まずは資料の2からご説明させていただきます。
0:02:56	まずはデービーSAバックフィット案件については、6月23日の審査会合において、
0:03:03	審査資料の提出時期ですとか、説明開始可能時期、説明終了目標時期をですね、社内認識をとるなどして、しっかりと現実的なものを
0:03:13	お出しするというので、
0:03:15	それを前提に作成をしているところでございます。
0:03:20	まず、
0:03:21	資料、一つ目の隅括弧。
0:03:24	資料提出時期になりますけれども、こちらは、
0:03:28	審査会合で、当社から御説明が必要と考える項目と、
0:03:34	当社としては審査会合案件にはならないのではないかと考えるものに大別しております。
0:03:41	審査会合で御説明が必要と考える項目については、個別に設定した上で、資料1のスケジュールの方にお示ししております。
0:03:50	また、審査会合案件にならないと当社が考えている条文や、審査項目につきましては、以下の四つに分けて設定しております。
0:03:59	グループは四つ分けております。
0:04:03	一つ、1から4と、後ろの方に
0:04:07	順次提出したいと考えておりまして、グループ1は、
0:04:11	早々に資料の提出が可能なものとして、2022年の8月上旬を、
0:04:17	セットして、しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:20	グループ 2 番は、島根の最新知見の反映ということで、これに時間を要するものとしてですね、8 月の
0:04:30	下旬に提出したいと考えております。
0:04:34	グループ 3 は、その中でもですね、さらに物流がちょっと多いと。
0:04:39	当社で考えるものでして、それを、
0:04:42	9 月の下旬に提出したいと考えております。
0:04:47	あとグループの 4 ですけれども、こちらPRAの御説明の計画、
0:04:52	についてですね、これまでもPRAのスケジュールについては検討中でありながらお示しをしてきたところでありまして、
0:05:03	やはり説明の組み立てなど、
0:05:05	考える必要があるということで、今回、2022 年の 11 月下旬に提出したいということで準備を進めております。
0:05:16	グループの時期をですね、8 月の月上旬から 11 月の下旬まで分けて、
0:05:22	いるんですけども、これらについては、これまでご指摘いただいておりますように現実的な説明期間準備期間等を考慮すると、
0:05:32	言った上で、集約したそれぞれの条文や審査項目、これが
0:05:38	ばらつきが割とありますので、
0:05:41	その中でも、グループ化をして順次ご提出することが良いだろうということで、
0:05:47	我々として四つのグループになって、
0:05:51	まとめた上で提出を順次していきたいと考えております。
0:05:56	続きまして隅括弧の二つ目説明終了目標時期の考え方ですけども、こちらについても、
0:06:03	説明期間をですね、
0:06:06	他社、先行他社さんの
0:06:09	説明の状況対応状況、こちらをしっかりと見た上でセットするというこ
0:06:15	まず御説明と指摘事項の回答を行う、このサイクルですかね、こちらを
0:06:22	審査会合 2 度、
0:06:25	開催していただいているということで想定しております。
0:06:28	そうすることによりまして、資料を提出して、最初にヒアリングでご説明してからですね、
0:06:34	2 回目の審査会合が終えるまで終えられるまでの期間というのは、
0:06:38	約 4 ヶ月ぐらいになろうかということで設定しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:43	また、先行審査の実績にかんがみると、2度で果たして説明し切れるかどうか。
0:06:52	不透明なものもあるかもしれません。そういうものについてはですね、
0:06:56	さらに4ヶ月以上となりますけれども、しっかりと現実的に説明できると考える期間を確保いたします。
0:07:05	続きまして鷺見加古の三つ目、説明工程の組み立てですけれども、資料、8月下旬からと、記載はしておりますけれども、
0:07:15	これは本格的にというか物量として非常に大きいものが、後程ご覧いただきますけれども、物量として多いものが8月エンドとなっておりますので、
0:07:27	それ、それを前提に記載しております。8月下旬から資料を提出して、
0:07:32	まずは、これまでスケジュールをお示してきた、2023年9月ですね。
0:07:38	それまでの1年程度でご説明を終えて、
0:07:41	耐津波設計方針の
0:07:44	今後策定、現在策定中のスケジュール。
0:07:47	これがクリティカルになりますので、そこに収まるようにしたいと考えております。
0:07:55	資料のうち審査会合で御説明が必要と考えている項目につきましては、条文ですとか審査項目ごとの他社と、
0:08:04	当社のまとめ資料の比較を行ったり、
0:08:07	基準の改正等に伴う
0:08:09	適合世の変更の要否検討。
0:08:12	方針の要否検討等により抽出しておりまして、その中から選定して本日、
0:08:18	スケジュールに記載しております。
0:08:23	また、審査会合案件にはならないと当社が考えている条文、審査項目につきましては、
0:08:29	今回は資料のご提出の時期を示しておりますけれども、
0:08:34	磯、こちらについても、クリティカルとなる対津波設計方針のスケジュールに収まるように、
0:08:42	説明開始可能時期ですとか、説明終了の目標時期を設定して、別途お示ししたいと考えております。
0:08:51	また、ページ、御説明についてはですね、個別案件をいきなり説明するといったことは、ないようにですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:00	条文審査項目の適合方針を説明することでまず全体像をお示しするなど、審査の流れに留意したいと考えております。
0:09:08	例えば、
0:09:09	火災のバックフィットの件ですね、火災感知器の設置要件。
0:09:15	こちらの案件につきましても、いきなりバックフィットですということでご説明するのではなく、まず、八条の内部火災において使える。
0:09:24	火災防護の方針をご説明した後、
0:09:27	バックフィットにということを考えております。
0:09:31	最後になりますけども、規則の解釈で、想定するようになっている事故シーケンスに関わる有効性評価の資料ですね。
0:09:39	こちらは、まず 8 月下旬に提出させていただきまして、
0:09:44	そして、そのあと、地震津波のPRA。
0:09:47	こちらをご説明していきます。
0:09:50	評価等の結果ですね、新たな事故シーケンスグループが抽出されたといったような話になれば、
0:09:57	その事故シーケンスグループに関わる有効性評価の資料を追加で提出したいと考えております。
0:10:04	まず資料の 2 番については以上のご説明となります。
0:10:09	この内容を踏まえた上で、資料の一番、
0:10:12	を作成しております。
0:10:15	まず、線表になります。スケジュールの方からご説明したいと思います。
0:10:22	スケジュールは 2 ページから進んでいきますけれども、2 ページ、
0:10:28	2 ページと 3 ページにおいては、変更点は、
0:10:34	ございませんとしたいところなんです、
0:10:39	こちら、
0:10:43	そうですね。
0:10:45	本当はございません。
0:10:48	4 ページ目ですけれども、こちらが
0:10:54	論点で言うところの通しナンバー 21 番以降、プラント側の審査に関わるものとなっております。
0:11:00	こちら、21 番の耐震補耐震設計方針と耐津波設計方針、
0:11:07	あとは防潮でですけれども、こちらは現在、
0:11:10	検討を進めているところで、次回お示ししたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。
0:11:17	いよいよ 5 ページ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:19	BSバックフィットの案件となります。
0:11:23	前回のスケジュールからの変更点としては、これまで検討中としていたものをですね、
0:11:30	見直しをかけて、
0:11:34	ピンクやブルー
0:11:36	alの線で示しているものについては、最新のご提出等説明に向けたスケジュールを示しております。
0:11:44	で、上の方からですね、
0:11:50	そうですね。
0:11:52	すいません。下の方にグループ 1 からグループ 4 と示した項目があります。こちらが審査会合を、
0:12:04	審査会合でののご説明は必要でないかと、当社が考えている項目をまとめた。
0:12:13	もので、それぞれ 8 月上旬から 9 月エンド 11 月までということで、提出時期を定めております。
0:12:22	上から
0:12:24	項目を申し上げますけれども、
0:12:28	これらが審査会合、当社が審査会合で御説明が必要と考える項目になっておりまして、
0:12:34	一番上の内部溢水第 9 条から、
0:12:39	共通アクセスルートに関わる事項をどんどん進めていきまして、PRA。
0:12:45	デザインベースについては、火山灰の層厚の反映、これはハザード側の火山から火、
0:12:54	上流として御説明が必要となるものです。
0:12:58	あとは防潮庭の変更に関わる、モニタリングポストへの影響ということで、第 31 条を掲げております。
0:13:05	その他バックフィット案件として当社が御説明が必要と考える事項については、現在 5 件、示しておりまして、火災感知器の先ほどの設置要件の明確化ですとか、
0:13:17	有毒ガス、
0:13:18	あとは柏崎さんの反映事項。
0:13:22	あとは品管規則の適用ということで、添付書類 11 が、
0:13:27	追加されていますので、まずこちらのご説明も必要なのかなと考えております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:36	表の下の方にはですね、囲みで、グループの1からグループの4までということで、内訳を、条文、審査項目、
0:13:47	そしてですね、すべて列挙して、
0:13:51	どのグループにどの条文が含まれるのかということ、
0:13:55	お示しております。
0:14:01	はい。
0:14:03	スケジュールとしては、ご説明は以上となります。
0:14:07	続きまして、
0:14:09	はい、すいません。
0:14:10	論点の表の部分ですね。
0:14:15	資料、
0:14:16	1-1ページになりますけれども、
0:14:19	こちらの論点表の抜粋としております。
0:14:23	デービーSAバックフィットに関わる項目は通しナンバー23番ということで、
0:14:28	当社の作業方針及び作業状況について、今回改正をかけたいと考えております。
0:14:35	作業方針につきましては、資料の2番でも申し上げたように、地震、
0:14:41	PRA等ですね。
0:14:43	進め方について、評価完了までに時間を要する事項については、
0:14:49	事前に評価方針を説明するなどの、
0:14:53	スケジュールの見直しを行っておりますので、そういった形で、作業方針を記載しております。
0:14:59	それで、
0:15:01	このスケジュールをですね、しっかり策定できた。
0:15:05	暁にはですね、
0:15:07	このスケジュールに沿って対応進めていきたいと、いうことを記載して、
0:15:13	7月中の審査会合では、
0:15:15	変更したいと考えております。
0:15:18	はい。雑駁ですが資料のご説明は以上となります。
0:15:24	北海道電力の石川でございます。本店の方から何か補足等ありますか。あればお願いします。
0:15:31	本店シバタです補足ございません。はい。
0:15:35	説明が以上です。ちょっとですね、通信のか、あれ、あんまりよくないみたいだったという連絡がちょっと入ったので、1回切らせていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:43	ちょっと本店の方も、画像を切ってもらえますかね。
0:15:48	そこは大丈夫なんだけどね。はい。
0:15:51	はい。失礼しました。
0:15:57	規制庁尾野です。説明ありがとうございますでは、それでは質疑に入りたいと思います。最初少し私から、
0:16:05	うん。
0:16:06	1点、2点間、2点ほど確認させていただけますか。
0:16:10	グループ1とグループ2で、
0:16:14	ボリュームが結構変わるかなと思っていて、グループ1が8月上旬でグループ2が8月の下旬提出となっているんですけども、
0:16:25	この実質2週間ぐらいの差で、
0:16:28	こんなに
0:16:31	出てくる資料数が変わるっていう、何かちょっとすいませんよくわからなくてですね。
0:16:36	何かこれは、
0:16:38	グループ2じゃない、2っていうのはこれ全部が本当にこの8月下旬なのかといったところのその考え方を少し教えていただけないでしょうか。
0:16:50	はい。北海道電力神原でございます。
0:16:53	グループ1とグループ2の物量としては、2の方が圧倒的に多く見えておるといこと、そしてこの8月上旬と8月下旬の2週間ぐらいの差というところの、ご質問だと思います。
0:17:07	まずグループ一井の設定はですね、資料として、まず、早々に規制庁さんの方に提出が可能なものということで挙げたものが、
0:17:21	そろっていて、こちらを早々に提出してすぐにでも説明したいと、始められますというものをピックアップしているものでございます。
0:17:31	8月エンドとしているものは、物流が多くなってきてはいるんですが作業項目、失礼しました。条文ですとか、審査項目ごとの
0:17:42	資料の提出可能時期をですね、集約したところ、やはり8月っていうものが非常に多かったものですから、これらについて
0:17:52	最終的に取りまとめて、
0:17:55	規制庁さんにご提出、まとめて提出できる時期として、8月エンドというのを設定させていただいております。
0:18:03	すべてが8、8月エンドにならないと出せないというものではないんですが、例えば8月上旬に出せるものを8月中旬になるもの、そういったものが、いろいろありますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:14	それらをまとめて、8月の下旬に提出したいということで例えばグループ2番については、まとめているというふうな状況でございます。
0:18:30	すみません、北海道電力の石川でございます。若干ちょっと平たく申し上げますと、基本的には8月エンドなんですけれども、今、準備が比較的整ってるものを少し早くできますっていうそういうことです。
0:18:46	グループ1っていうのはその基本、8月8月エンドが、大方の資料を出すことができるんですけれども、現時点において、比較的軽い条文といったなんですけれども、準備が整っているもの。
0:18:59	については、グループで1として特出しをしましたって言った方がいいかもしれません。
0:19:05	規制庁尾野です。承知し、いたしまして
0:19:10	ほぼほぼ準備が大体もう7月中にし、
0:19:14	資料がもう完成するであろうというものがグループ1にいるっていうことですね。
0:19:18	わかりました。衛藤。
0:19:20	あともう1個、すみませんちょっとこの段階で確認させていただきたいのは、
0:19:25	この火山灰の層厚の6条っていうのは、資料提出が3月の上旬になっていて、スタートが4月の上旬っていうこのなんか期間がこれだけ空いてるのは何か理由があるんですか。
0:19:39	はい。北海道電力神原でございます。
0:19:42	火山スサ火山灰の層厚のところの資料の提出時期につきましては、これ上流が火山の影響評価の方に
0:19:53	ゆだねている状況でもあります。
0:19:55	今火山の
0:19:58	ハザード側の審査の
0:19:59	終了の目標時期がですね。
0:20:02	火山灰の
0:20:08	層厚評価。
0:20:10	地震津波側では、現在12月の上旬を目標に、準備を進めているところでございます。
0:20:17	考え方としましては、我々、12月上旬でももちろん説明し切りたいところはあるんですが、現実的な説明期間を考えるということも含めまして、
0:20:28	もう一度審査会合を要する。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:30	可能性も加味した上で、その火山のハザード側の審査が終了した時期を見込んで、
0:20:38	資料の 5 ページ側にはですね、3 月の上旬にプラント側の資料として提出できるようにということで、提出時期を設定しております。
0:20:48	すいません。北海道電力の石川でございます。今、尾野さんおっしゃったのは、他の
0:20:56	項目については、資料提出と説明開始時期が、
0:21:00	ぴたっとくっついてると、ここだけ 2 週間ほど空いてるのは、何の意味があるんですかっていうことと受けとめますけど、それでよろしかったでしょうか。
0:21:10	すいませんこれ掘本店の方から答えていただけますか。
0:21:15	はい本店シバタです。
0:21:18	一般的に触れるとあまり、すいません、一番意味がなくて年度内に説明し切るものと
0:21:26	年度後に説明するものというふうなことで区切ってしまったので野瀬。
0:21:31	そういった観点では説明可能というふうな観点では近づけて、提出後速やかに説明、
0:21:39	できるというふうに表示すべきだったかもしれませんちょっと
0:21:43	改正を諮りたいと思います。
0:21:50	はい、わかりました後すいませんちょっと確認なんですけれども、今の
0:21:54	火山灰の層厚っていうのは、
0:21:58	基本的にはグループ 2 の 6 条の方で、ある種設計方針は確認していて、
0:22:08	何かその設計方針から変わるような場合に、
0:22:12	これをやるってことなんですか。それとも何か新たに何かこうこう、
0:22:19	こう何をさ。
0:22:21	ここですいません。説明。
0:22:24	されるのか 1 項目出して説明されるかちゅうのすみませんちょっと私理解できなかったんでもう一度説明お願いします。
0:22:32	本店、
0:22:33	北電本店の田口です。今ご質問いただいたんですけれども、お話いただいた通りで、グループ 2 の方で出す、6 条の火山の説明の中で、設計方針等、
0:22:45	我々の体適合方針は一通り、まずご説明いたします。ただその時点では、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:51	敷地の降灰厚さが確定していませんのでその部分を反映した結果を、
0:22:57	改めて結果をご説明するとともに、降灰厚さが変更に前回の審査いただいたときからなりますので、
0:23:07	なると思っていますので、その会合を、
0:23:10	を行おうと考えています。
0:23:16	以上です。
0:23:23	規制庁の須磨所長しますちょっと層厚がどれぐらい変わって影響の程度はどれぐらいあるのかっていうのをすみませんちょっと今把握はできないんですけども一応、少し説明事項があるというふうなところで今の段階では認識しました。
0:23:45	すいません規制庁の方ですけどもちょっと全体の確認なんですけど、7月28日の審査会合には、この資料、今日提出いただいているこの資料1と、
0:23:57	それからこの資料にも、提出されるっていうことですか。
0:24:04	北海道電力の石川でございます。審査会合では、資料1だけをしたただけには、今日の補足説明として準備させていただきましたわかりました。そういうことですね。了解です。
0:24:17	資料2の書きぶりはあんまり、もういいかなと思いますので、
0:24:22	ちょっと気になったところで資料にゆ伝えておくですね、資料提出時期の中に審査会合の説明が必要なものと、
0:24:31	審査会合案件じゃないものと思ってるものが書かれているんですけど、それ以降のこの説明目標時期の考え方説明工程の組み立てっていうところが、これ多分審査会合案件の
0:24:43	にならなるやつ、審査会合の説明が必要なやつを多分書いてると思うのでそのちょっと構造が、二つ目の隅括弧以降が、ちょっとわかりづらいなって思ったのとあと言葉がちょっとこっちの資料1と、
0:24:57	その審査会合案件にならないと考える条文審査項目って言ったりこっただと審査会合を要しないと想定している項目ってちょっと、そういう言葉の統一の話とかですね。
0:25:08	それから後、これ、資料1側の方で例えばナンバー23のところ、地震PRAとか表等評価完了まで時間を要する事項は事前に評価方針等を説明するっていうのが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:22	書かれているんですけど、その説明が資料 2 側には一切出てきていなかったこれあの説明工程の組み立てのところの多分最後の矢羽根のところまで地震PRAの話が出てくるんですけど、
0:25:32	ちょっとその説明がなかったりっていうので、多分あの紙資料間でのちょっと整合はもう少し見ていただいた方がいいかなと思います。ただ、あれこれ審査会合で使わないってことなら、
0:25:42	資料には特に、すいませんちょっと聞きになったんでちょっとお伝えはしましたっていうだけで、もう北海道電力の石川でございます。ちょっと資料をお出しするときのマナーとして承りました。申し訳ございません。
0:25:55	それから、資料 1 の方なんですけど、審査会合の方で
0:26:01	5 ページのところまで今ナンバー23 の中で、
0:26:09	今回ですね今、内部溢水と共通 1.0. 2。
0:26:16	有効性評価DB、バックフィットっていう形で
0:26:21	何とか階層的に小見出しがついてると思うんですけど、
0:26:24	こここれって何か私の中では、新たなそのくしなんていうんすかねその残された論点が増えたわけではないんじゃないかなと思っていてどっちかっていうとその、
0:26:34	もともとナンバー23 のところには、そのDBSA関連過去地震津波の反映自主接的設計、変更、他者審査知見反映っていう列と、
0:26:45	バックフィット案件っていう列があって、
0:26:48	結局その列が細分化されたのが多分ここに、
0:26:53	新たに並んでるデービーだったら溢水とかが入ってきてSAのところだったら、アクセスルートが入ったり、地震津波のPRAが入ったりっていう構造になってると思うので、
0:27:05	多分今まで示していただいていたナンバー23 の、その項目を細分化したのなんですっていうのが多分わかるような、なんていうカネコの。
0:27:15	小構造、L字の構造って言ったらいいかね。
0:27:19	という形にさせていただいた方がいいかなと思いますそうしないと何か今まで 2 個あったSDDB関連バックフィット案件っていうのから何かまた別な何かが生まれたっていうわけじゃ多分ないと思うので、
0:27:32	その構造はちょっと見直していただいた方がいいかなと思います。
0:27:36	それから、
0:27:38	さっきの話で審査会合で説明しなきゃいけないっていう塊と審査会合で説明を要しないと想定してる項目ってのはこの 5 ページで二つの固まりにこう書かれていて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:51	その時にこのグループ4のところを見ると、こっちはそのPRAの話が書いてあるんですけど、ただPRの話って、今、上の方見ると、徳田市で効果、上に載ってますよね
0:28:05	今有効性評価34条PR事故シーケンスグループ、重要事故シーケンスでこれは、
0:28:10	PRA地震ハザード側が変わるんで、PRAはもう1回、審査会合で説明ししますっていう整理にもしているんであれば、このグループ4っていうのが、1の中のこの有効性評価のPRAの位置付けが、
0:28:24	ちょっと何かこう、どっちに整理されてるのかが、
0:28:28	よくわからないなあと。
0:28:30	思っていますので、これ上の方のいわゆる新規説明事項としてあげるんであれば、グループの中からは、何か落とした方がいいのかもしれないですし、その整理がちょっと、
0:28:41	よく見えないなと思いました。
0:28:46	あと、今23D審査会合様子で説明いただいている中で、前示していただいて自主的、設計変更っていうのとかあったと思うんですけど、これはあれですか整理の中では、
0:29:01	審査会合をマヨ要しないという判断で、になっているっていう理解で。
0:29:07	いいですか。
0:29:11	はい、北海道電力の石川でございますちょっとまず1点ずつ、整理させていただきたいと思っておりますけれどもまず1点目でいただいた資料の構成としてもととのナンバー23を細分化した形で、
0:29:25	するように、新しく項目を置きタカノような形にしないようにってことなんですけれども、それは本店の方で何か、そうできない事情とかなない限りは、そのようにすべきだと私は思いますけれども本店の方で何か補足ありますか。
0:29:43	はい。若干二つの項目かぶっていったりと工夫が必要かと思っておりますけれども基本的には反映できると考えてございますので改正して提示したいと思っております。はい。1点目は以上でございます。
0:29:54	2点目につきましては、審査会合を要するものと要しないものの関係においてグループ4にPRAの項目が掲げられていて、しかも論点のあるものとして徳田氏されているPRAも上にあると。
0:30:08	その関係性について、どうですかねと。もし不要なんであれば、下の資料提出だけで終わるグループ4ってのはなくなるんじゃないかっていうことだと思うんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:17	はい。はい。はい。はい。そうですね。その関係の整理については、これは本店の方で回答お願いします。
0:30:25	はい。ここでグループ4として、本店シバタである病院としてレベル1、レベル1.5 停止時、この辺りは体が変わらないというふうなふうに思ってますんでグループ4として入れさせていただいてますまた同時期に、
0:30:40	提出する大規模参加についても、審査会合を要しない案件と考えてます一方で、
0:30:47	これらのこれらの値、もしくは地震PRA津波PRA。
0:30:55	のを評価した結果を事故シーケンスグループ重要事故シーケンスグループとしての結論としては上に書かせていただいているというふうな状況です。お答えになったでしょうか。
0:31:07	ちょっとよく私は理解をしてないんですけども。
0:31:13	今あれですかねハザード側の影響でいわゆるシーケンス選定のプロセスっていうのを、もう一度審査会合で説明しようとしているのか。
0:31:27	それともうその反映した資料を出してと。結局、結論変わんなかったんで反映した資料を出して、そこはこのグループ4 審査会合を要しないという前提でやられようとしているのかっていうと、どっちになるんでしたっけ。
0:31:48	NPOの審査会合を要しないというふうに考えています。それはわかるんですけど、その時の今の時切り分けっていうのはどう、どういう切り分けますかこの同じシーケン選定。
0:32:00	のお話で、
0:32:04	これは会合案件として、
0:32:08	取り扱おうとされているっていうことであれば、別にその上のシーケン選定のところ、
0:32:16	でやるって話ですよ。その時に多分資料は何かを一つの固まりどっちみち一つの固まりの資料なのかなと。
0:32:25	思っているんですけど。
0:32:27	ご指摘わかりました。
0:32:30	先ほど述べた通りレベル1.5 停止時は中身としては全く変わらないものなんで下に書いてあるところなんですけども事故シーケンスとして上に書くのであれば、それ変わんなくても、全部絵でまとめればいいんじゃないかというふうにしてく。
0:32:46	理解しましたよね。多分中身変わらないっておっしゃってるのはあれですよそのシーケンス選定ではなくって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:54	停止時とか、レベル1レベル1.5の中身のそれぞれのシーケンスの話 ってのはグループ2の方で中身が説明されると理解をしていて、
0:33:05	そうじゃなくって、このいわゆるシーケンスで新たなシーケンスを追加する 必要性があるのかないのかっていう、
0:33:13	確認の話なので、中身が変わる変わらないではないのかなと思っていて ですね多分地震PRA津波PRAをやった結果、
0:33:25	シーケンスを追加する必要性はありませんでしたっていう結論に未来に なるのであればそれは変わらないってことだと思いますし、
0:33:33	今の時点でだから多分関わるのか変わらないのかっていうのは、
0:33:37	言えない話なのかなと思ってまして。だからそれをどっちで整理するか だけだと思うんですよ。
0:33:44	どうし新たなシーケンスを追加する必要性があるかどうか今わかんない ので、とりあえずは審査会合を用意しないと想定している項目に入れて おいて、
0:33:54	その中であらかじめこの今のこのなんすか、上のスケジュールで示して いただいているみたいに概略評価とか補方針の作成っていうのを、ヒアリ ングレベルで説明をしていってその時に、
0:34:07	これはやっぱり関わってしまうってなった段階で審査、審査会合で説明 を要するにこう上げてもいいですし、
0:34:14	またその逆で、どっちかわかんないからとりあえず審査会合で説明しま すっていう整理をしておいて、粗々評価をやってみたらかわからないこ とがわかったんでこれはまずはヒアリングレベルで説明しますっていう ふうに
0:34:27	後から下げるって何かどっちでもやり方はあるかなと思うんですけど、 何となくそのシーケンセンターが両方に跨って存在し続けているという のは、
0:34:36	何かちょっとすいませんそこが私が理解がちょっとやや追いつかなか ったところです。
0:34:41	北電シバタですここ上に事故シーケンスグループ重要事故シーケンス を書いた心を事故し、
0:34:50	PR、地震PRAピースのPRAを概略評価した結果、を設置形成て、
0:34:58	不要というふうな判断ができましたっていうふうに説明を申し出できれば なというふうに、結果が見えてませんけれども、できればなというふうな ことを考えていて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:08	そういった場合はもう結局選定されませんでしたっていうことは公開後で出るのかなというふうなことでその部分を上かなというふうには思いました。
0:35:19	いずれにしても選定されなくても制定されても、その部分を説明するというふうなことを考えると、最初のご指摘に戻っても地震PRA、
0:35:29	イドのレベル1レベル1. 低水準を含めてその他の点をちょっと考えてございますがいずれにしても、
0:35:36	経営していない表示を考えたいと思います。
0:35:41	少々お待ちください。
0:38:01	規制庁の方でちょっと1点確認なんですけど、今グループ4で11月の下旬に資料を出していただく印をつけているっていうのは、
0:38:13	あれすか。一応概略の評価とかをやって、ほぼほぼ中身として、これでいけそうだっていうのが見えてきた段階で、
0:38:24	1度この審査会合を要しないと想定している項目。
0:38:30	として今、なんすか、一式出すっていう意図でこのグループ用書かれてるっていう整理なんすかね。
0:38:40	はい。
0:38:41	ちょっと考えてございます。
0:38:43	だからそれは1割ですね、概略評価とか方針。
0:38:48	だから来、ちょっと待つてね。
0:43:09	はい。すいません規制庁角です。ちょっと今、何を話していたかというです。今このグループ1234のところ、今審査会合を要しないと想定している項目っていうことでこれは審査会合が、
0:43:26	要らなくて他には、紙資料提出可能時期だけを示すグループとして書いていただいているんですけど、少しちょっと今議論があったのは、その資料の提出時期がそのまとめ資料がいつ、
0:43:37	全体資料定数がどうなんだっていうのが、一括で見える場所があった方がいいんじゃないかっていうところもあってちょっと議論をしていたんですけど一応審査対応の資料提出時期っていうところ、上に書いていただいているので、
0:43:52	ちょっと9、もし可能であればなんですけども、このグループ1234に含まれない、
0:44:01	要は審査会合が必要なものっていうところの、
0:44:05	書きぶりをですね、
0:44:08	今この

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:10	グループ 4 でいけば例えばPRAレベル 1 から 1.5 とか停止時とかって、割と細かくグループが書いていただいているのを、この上の方のところに今有効性評価 37 条、
0:44:22	PRAって書いていただけてますけどここをもう少し細かく噛み砕いて、1 から 1.5。
0:44:31	はいはいはい。そうそうそう。これも、
0:44:34	上記スケジュールを除くとか何とか、
0:44:37	これ多分ね、
0:44:39	一緒に出てきちゃうカネココガね。
0:44:44	別にしてもいいんですけど、
0:44:48	別の方がいいですか。
0:44:53	こうやって、上記スケジュール記載を除くと、これはまとめ資料で、この、そのうちのこれは上に上がってるよっていう説明で、
0:45:04	そうですねそうですねそうすると、
0:45:06	これも、
0:45:07	この資料の中身。
0:45:11	わかんない。
0:45:13	除くって言うんだったら、うん。
0:45:16	イワノこ
0:45:17	で、
0:45:18	それ以外のところ残ってこの部分があるよってというのがここにわかれば、
0:45:22	そういうことだから、これってそういう意味で書いてんのかなとも私は思ってたんです。うん上記スケジュール除くっていう絵に、徳田市になるやつが一部残ってますよっていうのを書いている。
0:45:33	これだけ、確かに書いてないから、うんうんよくわかんなくて俺もこれとこれが一緒だと思わなかった。
0:45:39	これだけがそういう書き方をしてない。
0:45:43	これ事務局グループ 4 のところに書かれている。
0:45:47	その三角の資料。
0:45:49	とあれですか上の地震津波PRAのところに書かれてる三角の資料っていうのは、同じものを指してるんですか。
0:45:57	いやもしその含まれる部分が違うのであれば例えばグループ 3 にある監視設備みたいに、括弧上記のスケジュール記載部分を除くとかっていう書きぶりにするのであれば両方のことで別に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:09	そこは重複がないかなと思うんですけど。
0:46:14	その点いかがですか。
0:46:17	うん。
0:46:21	そうですね状態だと、上は、事故シーケンス選定業務と地震PRA津波PRAで個別の評価のうち、レベル 1.5 停止時、
0:46:35	下に書いてるっていうと、状況なんですけども、確かに他のグループの整合とかを考えると、37 条の事故シーケンス制定、
0:46:47	基本的にグループ論として変えて、上記スケジュール部分を除くと書いた上で、上に必要なものを書くっていう方が後の記載とも整合するんで、
0:46:57	そういった改正を図りたいかなというふうに考えます。p地震PRA津波PRAの該当の概略評価ができた評価結果の部分だけが、上のところに書かれていて、
0:47:12	それ以外のまとめ資料はグループ 4 のところで、審査会合の説明を要しないとして出しますっていうそういう整理ですかね。
0:47:20	はい。その通りでございます。はい、わかりましたじゃそのようにしていただければいいかなと思います。
0:47:28	はい。北海道電力の石川でございます先ほど 3 点いただいて今 2 点目が終わったところなんですけども、3 点目でいただいたのが、もともと提示させていただいた資料では、自主的設計変更という項目があったんですけども新しい資料ではどこに、
0:47:44	言ったのかがその関係性がわかんなくなってるんで、そこを関係性をわかるようにして欲しいということだと受けとめましたけどそれでよろしいでしょうか。
0:47:51	はいそうです。はい。芝田さん。
0:47:54	お答えお願いします。
0:47:57	はい。
0:47:59	実績成功としては項目として選ばれなかったというふうなことだというふうな形だと思いますけれどもそれをわかるように
0:48:10	等を明示したいと思います。
0:48:12	先城から、今あれでしたっけ整理としては、どっちなんだっけ自主的変更っていうのは審査会合で改めて説明しようという事業者の中の整理になっているのか、そうそうそうではないのかっていうとどっちですか。
0:48:28	自主的変更の項目をすべてラインナップした上で、その結果審査会后、気象データの更新とかは医師、大木、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:40	審査会合の方ではないんで選ばれるものが出なかったというふうな、
0:48:45	結果です。
0:48:47	それはあれですか、グループ 1234 の中に含まれる側に整理しましたということですね。
0:48:56	はい。
0:48:57	マネージャそれはちょっとわかるようにしておいていただけますか。
0:49:04	北海道電力の医師お伺いしました。北海道電力の石川でございますけれども、一応確認をしますけれども、自主的設計変更のカテゴリーに属するもので、
0:49:16	審査会合を要する項目っていうものはないっていう、そういうことでいいのかというふうな問いかけかと思うんですけども、その点はどうですか本店の。
0:49:28	はい。その通りでございます。
0:49:36	すいません。いずれにしましても次回ヒアリングまでに整理させていただきます。
0:49:49	あと、もう 1 点確認ですけどさっきご説明いただいた通り今、45 条の検討中ってなってるのは、次回のヒアリングの時には一応形が示せてそれは、
0:50:00	5 ページ目のところの検討中ってなっている部分も同じくっていうことでいいですか。わかりました。
0:50:09	はい。
0:50:10	はい。はい。
0:50:15	規制庁宮本ですけども確認です。グループ 123C のところの規制これ、
0:50:22	審査会合に出すので確認ですが、
0:50:26	ここに資料提出時期は書いてあるんですけど、資料説明時期と、資料を説明完了時期とかが、要はし、多分審査会合で、
0:50:38	そこを明確に示すようにって言ったと思うんですけどその傍線がないのは、現状で示されてないのは、
0:50:45	この中に示すんですか、どうなんでしょうか。
0:50:51	すいません。北海道電力の石川でございます。私どもとしましては、上の段の方には、審査会合で説明を要するものを掲げております。そちらにつきましては三角マークと星マークと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:05	あと説明完了時期っていうことで、示させていただいて、単にグループ1から4って書いてるのは、これは現状では、審査会合を要しないと私ども想定してるっていうものですので、
0:51:17	前回ご指摘いただいた内容に沿ってですね、資料提出時期だけを表示させていただいているというくりです。
0:51:29	すいません区長からですけど今のでちょっと追加で確認ですけど
0:51:34	以前ちょっと面談かなんかでお伺いした時に資料はできているんだけどその例えば所、条文担当の何ていうんすかね。が対応できる準備ワーがまだ整っていないところがあったりっていうような、
0:51:48	こと伺ったように記憶をしているんですけど、今ここでグループ1234で書いていただいているこの三角マークが打たれるところっていうのは、いや、例えばその、
0:51:59	この三角マークの提出時期のところから、我々の審査官込み始めて、
0:52:06	何かこうわかんないことがあったら、確認したいからじゃあヒアリングやりましょうって言った時に対応できる準備っていうのは、ここの資料提出時期と同時に整っているっていうその理解でよろしいですか。
0:52:25	北海道電力イシカワですけども、
0:52:27	本店から回答お願いします。
0:52:30	はい。ご理解の通りで三角印からの説明可能というふうに考えてございます。
0:52:36	ちょっと説明可能と対応可能ちょっと分けて正確に言いたくて説明のほうは審査会合の説明をちょっとイトウしてですね。なのでまとめ資料のこの審査会合を想定しない方は、我々から、
0:52:48	確認を依頼した時に対応ができますかっていう意味でいうと、今だともうそれは対応が三角のところからできませんっていうことですね。はい。
0:52:58	と理解しました。
0:53:01	はい。本店シバタですこれからの通りです。
0:53:04	はい。はい。はい。
0:53:07	規制庁宮ですすいません私の方の認識もあつたんで一応言っておきますけど、言っとくとグループ1234に関しては説明っていう表現になって確認、確認を我々として確認をやらなきゃいけない時期なので当然確認資料提出された確認を開始しますということを、
0:53:27	だという認識を持っています。で、今グループ1グループ2グループさんって言ってそれぞれ書かれていて、
0:53:35	ぐ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:36	どういふうに進めるかっていうのは今後組み立てられると思うんだけど、要はその
0:53:42	今事前に去年の10月にもらった資料をある程度は見ております。それを踏まえると、ほぼ全条文を確認行為ってのは必要になってきてそれぞれその担当者に対応していただかないと、
0:53:57	ならないかなという認識を持っていますので、それを含めた行程作りをしていただかないと、今言われている、ここの9月エンドかな、9月エンドを目標にしたときに、要は何が言いたいかという、早めに始めたり、
0:54:13	たり何なりっていう、しっかりした準備をしていただいて、全条文のその確認行為っていうのをしていかないと、以前言ってるようにまだ、
0:54:23	申請書をどういふうに組むかとかそういう話もどういふうまとめ資料になるかっていうのもまだ全然できてない状況ですので、それを踏まえて、
0:54:33	この審査対応というのは組み立てていかれないと。
0:54:40	厳しいかなと思っていますので、特にグループ1もそうですけどグループにはこれ大量の量になってきて、
0:54:47	9月の8月のエンドかな、8月のエンドから開始っていうところになったときに、グループが違うので、多分別のグループだと思うんですけど、要は対津波とか耐震の審査会合とかの、要は、Criticalのグループと、
0:55:05	要はこちらの資料確認グループっていうのが、どのぐらいの頻度でどれぐらいの体制をもって、対応されるかによってそれはお尻が変わってくると思いますので、
0:55:16	その辺を
0:55:20	会合で提示する。
0:55:27	なのでどのぐらいの体制を組まれて今やろうとしてるかっていうのは提示できるように準備していただければなと思います。私は以上です。
0:55:37	はい。北海道電力の石川でございます。今、宮本さんおっしゃったのは、この種グループ1から4に関して、三角マークを置くのはいいんだけど、その資料を提出した瞬間に、さあ説明が必要だとヒアリングやるぞって言われてもちゃんとしてくれるんですねっていう。
0:55:53	そういう覚悟確認だと思います。それで、耐震耐津波と並行しつつ、そういう体制を組んできちっと対応できるんだらうねっていうそういう確認と受けとめました。
0:56:03	はい。その点に関して本店の方から何か整理が必要なこととかそういうことありますか。
0:56:10	今の理解で大丈夫ですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:12	もし整理が、次回のヒアリングでまたお答えすることになるんだけど、
0:56:17	大丈夫ですか。
0:56:21	ここへちょっと本店内で回答を整理してますんで、しばらくの知久です。
0:58:00	はい本店シバタです少し補足するべき事項がありましたので補足しません。
0:58:06	いえ。
0:58:09	このグループ1からグループ4落ちる提出後確認事項に対してはお答えできるっていうのは
0:58:16	先ほど述べた通りなんですけども、性条文につきましては
0:58:22	資料提出後我々の方からしっかり組み立て等説明しなきゃいけないというふうに考えてございまして、その工程についてはこの中でお示しして、できていませんで改めて、
0:58:34	その時期について提示したいというふうに考えてございます。
0:58:38	すいません北海道電力の石川でございます。ちょっと北海道電力内での確認になりますけれども、今、芝田さんが言ったのは、このグループ1から4に含まれているもののうち、SA条文に関しては、
0:58:53	資料提出時期＝説明開始可能時期では、とは限らないので、少し整理さして欲しいという、そういうことですか。
0:59:06	はい。資料自体の説明は
0:59:11	可能かと考えてるんですけども別途補足の説明をした方が良くというふうに考えてございますので
0:59:18	その時期を別途明示したいというふうに考えてございますそういった観点では説明可能ではないというふうに、
0:59:29	研修でもすぐ、
0:59:33	イシカワで少しお待ちください。
0:59:44	あ、規制庁のです。今のそのSAのやつで何か説明したいっていうふうなご発言があったと思うんですけど、なぜそれが発生しているのかっていったところがちょっとよくわからなくて、
0:59:58	このSAのやつだけそういった対応があるっていうところの理由を教えてくださいませんか。
1:00:07	本店タグチです。SAに関しては、基本的には比較対象がBWRではなくてPWRの最新の太井をとっているものがほとんどになっております。
1:00:19	ですので、系統的に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:22	大きな差異がある中での説明BWRと違った設計に対しての御説明が必要かなとまず思っておりました。ですのでBではこう考えていた、PDはこうです最新のパに対してうちはこうですと言った。
1:00:35	一通りのご説明が必要かなと考えてました只野長く説明するのではなくて、1 条文あたり 30 分ぐらいできれば図表を多く活用した中で、
1:00:46	プラント設計のあたりから、
1:00:48	ちょっとご確認いただけたらなと考えて、
1:00:51	御説明のセッティング必要かと思っておりました。以上です。
1:00:57	規制庁のです。承知いたしました。ありがとうございます。
1:01:02	規制庁金井です。多分今のような説明でやっていただけると多分あれとしてもありがたいなというところはあるんですけど
1:01:11	今さっき宮本からあった質問の結局資料が提出された時にいやこの記載はどういう意味ですかとかここはなぜこういう評価になっているんですかっていうのを、
1:01:23	多分これから確認行為をこうをしたときに、それにはもう対応は資料提出を同時にできるんですよってところの回答はイエスってということでしょうか。
1:01:35	北海道の兼田です。イエスでございます。資料の方を提出した段階で、担当の方に確認していただいてそれに対しての対応するのは当然できると思ってます。
1:01:45	ただ今唯一ちょっとまだ整理ができてないのが、このグループ 123 について、それぞれのやつで、我々としてパワーポ用意しての説明が必要かどうかというところについての整理がまだちょっとできてないんですよ。
1:02:00	その整理が必要なものがあれば、それを今 3 カクウで記しているところで、パワーポの絵ができてるかというできてないという状況です。ただ個別に、我々が出したまとめ資料とか比較表に対しての、
1:02:12	質問に対しては回答できる状況は、提出と同時に整っております以上です。
1:02:17	江藤ミヤモトですけど、パワーポ用意するかしないかは北電さんの方で判断していただければいいかなと。我々、要はこれっていうのは、解放要しないので、もう
1:02:31	基本的には申請書の確認はして、まとめ資料の確認っていうのは要は、今、先行のやつ確認してもらえばいいんですけど、本文テンパチそ

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	れに対する補足っていう形の構造になってますSAはちょっと違いますけど、
1:02:45	そういう意味でもう申請内容の確認に移っていきなさいいけないと思っていますので、そういう意味で今必要があれば事業者の方でパフォ用意してもらえばいいと思うんですけど。
1:02:56	我々としてはもう中身の確認をしていくという認識を持っていますので、その準備をしていただければなと思ってますけどいかがでしょうか。
1:03:08	北海道電力甲斐です。了解いたしました。
1:03:17	て、
1:03:23	うんだからよく作り変えられず、先行のまとめ資料、特に先行BWR、特に島根とか女川なんか特にそうなんだけど、
1:03:34	先行のまとめ資料の構成をよく理解されて準備していただければなと。そうすればこちらの審査官の確認のお時間も、
1:03:46	比較的短く済むと思いますし、
1:03:49	あともう先に事前に言っておくと、
1:03:53	10月にももう、提出された中身を確認は全部してるわけじゃないですけど、要は、用語の最適化が図られているのにもかかわらず、それに気づいてないところがたくさんあったり、
1:04:06	各条文で反映されている条文もあれば反映されてない条文があったりっていう統一感もない状態になっていますので事業者の方で今、作成段階にあると思うので、その辺はよく確認してくださいってこれ一応
1:04:21	今、現状、10月でもらった内容を踏まえたところでちょっと気づいたところですので一応念のため言っておきます。以上です。よろしくお願いします。
1:04:33	はい。
1:04:35	法廷シバタです用語の最適化条文間の
1:04:40	整合をご指摘いただきたいと思いますので
1:04:44	しっかり準備したいと思います。
1:04:48	北海道電力の石川でございます。今のお話の流れの中で対応は、私もちょっと少し混同したところがあると思うんですね対応可能時期と説明可能時期っていうのがあって、
1:04:59	説明可能時期はあの審査会合に繋がるものについてはそのいろいろパワポを用意したり云々というのがあるんですけども、ここは審査会合必要ならないことですので審査官の皆様から、何か確認事項があったときに反応できるっていうことですねっていう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:13	そういうことなんですね。はい承知いたしましたそうです。なのでちょっと説明と対応ちょっと気をつけて私言っていたのはそこで、こっちの審査会合を用意しないと想定してる項目については、我々資料を読み込んで、
1:05:25	じゃあちょっとこれヒアリングやらせてくださいと言った時にちゃんと対応ができますよねっていう、そういう意味で、今先ほどお話の中でもこの三角の資料提出を同時にその対応の準備ができてますってことだったのでそれは
1:05:38	順次やっていくような形になるんだと思います。はい。北海道電力の石川でございます。それとあとは大事なポイントなので確認させていただきまますけどもその他、審査会合を要しない。
1:05:49	と想定してる項目については、基本的に準備するのは、まとめ資料であって、そのまとめ資料を出すしかも、それはきちっと先行の
1:06:00	まとめ資料との整合、構成をちゃんと見て、まとめることによって審査官の皆様の確認行為が効率的に進むことに繋がるんで、よろしくというふうに言われたと受けとめられました。はい。はい。
1:06:13	平君。比較表も比較表ですね。はい、承知しました。はい。
1:06:18	はいで、ちょっと規制庁カドヤですけども今、資料2の方で説明終了目標時期の考え方とか説明工程の組み立てとか、書いていただいています、
1:06:30	5ページの方のごめんな資料1が若菜裕一側の5ページの方の絵でいくと、D爆一等のところは、今緑の線が引かれて、赤石イド終了時期一旦ですけどこのん中身はまた別途45条の時、
1:06:44	ようにですね、どういう組み立てでこの審査会合はやっていくのかっていうのは多分45条と同じような形で詳細はまたこここれとはまた別な
1:06:55	ところで来説明をいただくということになると思いますので、それもまた別途、よろしく申し上げます。
1:07:07	はい。北海道電力の石川でございます。今おっしゃられたのは審査会合を要する部分について、45条と同じような整理をすると、その説明も必要であるということですね。承知いたしました。
1:07:27	すいません規制庁の天田です。ちょっと幾つかあるんですけどちょっと細かいところは後回しにして、大きいところからなんですけど、
1:07:36	まずですね別紙2の一番最後の矢羽根に書いてある新たな事故シーケンスグループの抽出、
1:07:43	これが抽出された場合にはっていう書き方をされているんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:48	ここの記載を見ると
1:07:52	何ていうんですかここの抽出がされる可能性が、
1:07:57	あるからこう書かれてるんだと思うんですけれども、もしそうであればです ねこれは
1:08:03	今
1:08:05	残された審査上の論点についての共通理解ということで、3月31日の 審査会合からやらせていただいていますけれども、
1:08:15	そういう何ていうか状況とか、あとは対応作業方針とかっていうのを、
1:08:21	介護早期に共通認識を図る必要があるかなと思ってます。で、同様のこ とが、
1:08:28	アクセスルートに係る事項で、
1:08:33	資料2-1の方の5ページにあるアクセスルートに係る項目ですね、こ れも割と膨張ての平面性形状に関連して、
1:08:44	今大分変わるということなので、おそらくこの項目は当初そのハザード 側の、
1:08:51	反映ということで抽出されたと思うんですけど、
1:08:55	それだけではなくて、
1:08:58	平面設計形状に関連したアクセスルートの
1:09:02	議論というのも早めに、考え方、
1:09:06	或いはさ作業方針、作業状況といった辺りを共通認識を図る必要があ るかなと思うんですけどそのあたりのその中、中身の論点抽出とい うか、
1:09:17	その辺りの考え方を教えていただきたいんですけど。
1:09:25	北海道電力の石川でございます。今、2点ご指摘があったと受けとめま した。まず、一つずつちよっと整理させていただきますと、まず一つ目 が、事故シーケンスがPRAで事故シーケンス数が抽出された場合にはそ の会合で、
1:09:39	共通認識を図っていく必要があると認識しているが北海道電力の認識 はいかにということかなと。
1:09:45	少し違いますか。
1:09:48	規制庁の天田です。すいません。この資料2の最後に書かれてるの は、もし今後、
1:09:54	地震津波PRAの結果新たな事故シーケンスグループが抽出された場 合には、その時点で資料を追加提出するとなっておりますけれども、
1:10:04	それでは遅いのではないかと、その蓋然性があるのであれば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:10	それをその何ていうんすか、認知した時点で、
1:10:14	イメージ的にはですから 45 条でハザードが固まる前に議論を早期に開始するのと同じような形で、
1:10:25	議論を開始していかないと、
1:10:28	という趣旨でその趣旨で、おそらく
1:10:33	今回
1:10:36	1 ページ、1 ページのこの
1:10:39	改訂箇所が右側に線が引いてありますけど、
1:10:44	その事前に評価し方針等を説明するとあると思うんですけど、そういう趣旨です早めに、
1:10:53	議論をする必要があるものは、それは抽出して、早めにやらないと、わかってから追加資料を提出するでは遅いのではないかとそういう趣旨です。
1:11:05	はい。北海道電力の石川でございます。今のご趣旨理解をいたしました。事故シーケンスくすが新しい事故シーケンスが抽出される可能性蓋然性がわかった時点で、早めに共通認識を図るべき審査会合に諮るべきと。
1:11:20	ということかと。
1:11:25	はい、そうですね。
1:11:28	資料 2 が11、右側にはあるんだけども 1 が愛知側にはあるんだけども右側がないということです。承知しました。はい。すいません。はい。失礼いたしました。
1:11:37	本店から何か補足事項ありますか。
1:11:42	はい。本店側の受けとめとしましては資料 2 に書いてるふうなも施工を、
1:11:49	新ケースが抽出された場合は追オオツカになるんだってことは資料、
1:11:56	内側にもすべきというふうな示しております。芝田さんすいません、私かね。北海道電力の石川です。私が少し混乱させてしまいました。
1:12:07	今天野さんがおっしゃったような趣旨は、資料 1 側には書かれているんだけども資料 2 側では明確になってないということです、その資料の整合が図れてないねというご指摘です。資料につきましては、審査会合に諮られる資料じゃないんだけども、
1:12:22	その辺注意して書くことということだというふうに受けとめました。
1:12:26	すいません規制庁の天田です。私は紙資料 2 との整合性という資料間の整合性の話ではなくて、むしろ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:35	今DBSAバックフィットの審査、作業スケジュールにあたって、
1:12:42	どういう審査項目の順番なり、
1:12:47	組み立て方でやるのかっていうそのときに、新たな事故シーケンスグループの抽出っていうのは、
1:12:56	当然その可能性があるのであれば、
1:12:59	早めに早めに設定して、
1:13:02	議論を開始。
1:13:04	しないと、さらなるあとで議論を開始したらこれ、繰り返し申し上げてますけど、
1:13:12	それに対する有効性評価とか、
1:13:16	或いは設備手順の
1:13:18	対策の有効性とかっていうのを、そこからまた議論を開始しなきゃいけないので、ということです。なので例えば5ページのアクセスルートも、
1:13:28	これずっと全体方針の検討が、
1:13:32	ずっと引かれていて10月上旬に初めて資料提出っていうことになってますが、これ同時並行で膨張での平面設計形状議論してるときに、まさにこのアクセスルートの設定の考え方とかですね。
1:13:47	ここの辺りが、まさにその平面設計形状の、
1:13:51	変わらない成立性、見通しを得るっていうところに必要なので、
1:13:57	これはもうちょっと早くできないのかという、
1:14:02	ようなことと同じ趣旨なんですけれども、具体的にこの2項目についてはいかがでしょうか。
1:14:13	北海道電力の石川でございます。今間野さんがおっしゃったのは先ほどの二つ目の例として挙げられたことかと思えますけれども、アクセスルートの検討については、平面線形形状の、
1:14:25	影響もろに受けるものですので、それはもう、この
1:14:29	2022年度の10月のタイミングでは遅過ぎるんじゃないかその辺のところはどう考えてるかというご趣旨かと思えますけれども、本店の方で回答できますか。
1:14:40	はい。アクセスルートについては今、逐条の確認の中でも一部ご説明していますが、ご指摘の通り、アクセスルート、
1:14:50	が防潮てにフィードバックすることがないように
1:14:54	こういった観点で早い段階でご説明することが大事なかなと思ってます一方で、他社含めて等を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:04	その状況反映等の時間を要しているというふうな観点から 10 月で現在置かせていただいているところです。なのでチェック傍聴の方で必要なフィードバックがないことというふうなことは、
1:15:18	説明していくものというふうに考えてございます。
1:15:23	北海道電力の石川でございます。ちょっとこの線の引き方、それから、紙資料の説明のタイミングですね、少しちょっと社内で整理させていただきたいと思います。
1:15:36	規制庁の天田です。
1:15:39	事実確認だけしてるので、また、
1:15:44	必要に応じて、会合でも議論させていただきますけど、要は今言ったような、多分、アクセスルート为例示にとると三つあると思うんですよね。今、芝田さん言われた、
1:15:57	他社比較から抽出された反映事項。
1:16:01	それからもともと審査項目として抽出した
1:16:05	いわゆるハザード側からの反映事項。
1:16:09	それと、三つ目は包丁での平面線形形状の、
1:16:13	条文適合の見通しを得るための、
1:16:17	検討事項ですね。
1:16:19	今、今三つ、三つあってその他社は家もあるので 10 月になりますとおっしゃったんですけど、
1:16:25	他社比較との反映事項がそれほど何ていうんすか、条文適合上、
1:16:32	重要な審査会合上の論点になるかという、なかなかあまり考えにくい一方で、
1:16:38	どちらかという膨張での平面設計形状はこれはもし、
1:16:43	なかなか見通し替えられないということになると、
1:16:48	海側の平面線形形状を変え、変えるのか、それによってまた、
1:16:53	津波ハザード側の
1:16:57	解析をやり直すのかという、こういう審査上の論点を 3 月 31 日の
1:17:03	資料で共通認識としているということなので、そういう重要度に応じて、
1:17:10	項目を切り出した上で、早めに説明して共通認識を得るところは早めに対応していただく必要があるのではないかとそういう趣旨です。
1:17:19	はい。北海道電力の石川でございます。今の他社比較、弊社からの他社比較があるので 18 というふうに申し上げたんですけどそれよりもむしろ平面線形形状のが重要であろうと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:30	そういう重要なものを基軸とした工程の置き方をきちっと考えなさいというふうなことと受けとめました。はい。ちょっと社内でこの辺、整理させていただきます。
1:17:42	はい。規制庁野間です。ちょっと
1:17:46	え一つとですね、これも
1:17:49	3、6月23日にPSAバックフィットの論点及び新規説明事項を明確にするとともにという、
1:17:58	ちょっと指摘にさしていただいているんですけどさっき加賀谷からちょっと指摘があった通り例えば自主的な
1:18:06	設計変更とかっていうのは、これ1ページを見ていただくと、ナンバー23の左側ですね我々が資料2-1でお示した中に、
1:18:18	明示的に書かせていただいています。
1:18:22	なので、
1:18:24	審査中断以降の他プラントの審査実績これ一つですね、自然ハザード側の審査結果これが二つ目で、事業者がみずから行った設計変更が三つ目でバックフィット案件四つ目と、
1:18:37	なのでこここういう、
1:18:39	用語をですね、右側の御社の作業方針でも書かれていますので、
1:18:46	それがどれなのかというのはきちんとわかるような形で5ページの種類。
1:18:53	を整理していただく必要があると。
1:18:56	いうことでちゃんと何て言うんすかね。
1:19:02	1ページ側の資料等、
1:19:05	そのスケジュール側等、常に何ていうんすか、政府をとるような形で、
1:19:10	お示しいただいた方が共通理解になると思うという趣旨なんですけどいかがでしょうか。
1:19:17	はい。北海道電力の石川でございます。承知いたしました自主的設計変更確かに、
1:19:23	23番のところの残されてる論点に明示的に書かれておりますので、5ページの方の工程では、どこにどこ、それとの関係性自主的設計変更ってのはどこが該当するのかというのは明示的にわかるようにというご指摘かと。
1:19:36	受けとめました。先ほどもいただいたご指摘もでございますので、社内で整理して次回ヒアリングで、対応の仕方をご提示したいというふうにご考えます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:49	はい。規制庁の天田です。あともう1点
1:19:52	これ多分検討中となっているから未反映かもしれないんですけど例えば5ページの
1:20:00	DBの火山灰層厚のところですね、これは従来は、
1:20:10	ザード側ですから、3ページのNo.15番ですか。
1:20:15	ここにちゃんと星のところから降りる。
1:20:20	関連するパスをですね、10、5ページの方まで伸ばしていただいて、その上で、
1:20:28	火山灰層のこの矢印にした下向きの参画に繋がるというような示し方をして、
1:20:35	見ますと、
1:20:36	そういうところがちょっと消えている気がするのとあと、
1:20:40	前回、
1:20:42	示していただいた中でDBSA側でいきますと、
1:20:47	屋内氾濫。
1:20:49	解析。
1:20:51	あ、ごめんなさい、屋外ですか、屋外半年氾濫解析と溢水評価っていうのが、
1:20:58	これは多分、一番上のあれですか、内部溢水の方。
1:21:03	に、
1:21:05	ピンクのところちょっと記載を変えておられると思うんですけど、
1:21:11	ここの辺り、ちょっとここもバックフィットとなって下のバックフィットと同分類が、
1:21:17	違うのかというのも、ちょっとわかりにくいんですけども。
1:21:22	ちょっとどう変えたかというのがわかるようにしていただけると、
1:21:28	何ですか、項目がなくなっちゃったかのようなちょっと印象も受けるので、
1:21:34	その辺り少し、前回示していただいた内容からの、
1:21:40	整合性というか、経緯がわかるような形にしていいただければ、
1:21:46	ご説明でもいいですし、
1:21:49	よろしく願います。
1:21:53	北海道電力の石川でございます。ともかく、幾つか例を挙げてご指摘いただいたんですけども、ともかく前回まで出してる資料に書かれてる項目書き単に消えてしまうということ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:05	いうことはないように、新しい言葉に置き換えたのであればちゃんと関連性がわかるようにということかと思えます。ですので基本的には前に掲げてある項目は消さないで、
1:22:15	もしその内訳が必要なのであればその内訳として記載するとか、
1:22:18	あと、どうしても言い換えが必要であれば関連性を明確にするということかなと受けとめましたけども、本店の方から何か補足説明ありますか。
1:22:28	ごさいません変更が十分示しきれない場合はしっかり説明するというこ とで対応したいと思えます。
1:22:52	何かありますか。
1:22:57	今ちょっと音声 ¹ が途切れたようなのですが本店が問いかけられて、阿保 区で本店シバタですコンペが問いかけられたのでしょうか。
1:23:06	規制庁の天田です。今ちょっと発言はしておりませんでした。で、ちょっ と細かい点を
1:23:14	点資料2の方の真ん中ぐらいにですねこの説明終了目標時期の考え 方というのがあるんですけど、
1:23:22	一つ目の矢羽根は何となくあれですね、最低介護2回を想定してって いうことで、
1:23:30	わかりますけど2番目と3番目の矢羽根で、具体的に、これ例えばど、
1:23:37	礼儀構わないんですけど、
1:23:40	どういうふうに5ページで線を引かれ、
1:23:43	いるのかというのがもし、
1:23:45	あればご説明をお願いしたいんですけども。
1:23:54	北海道電力の石川です。本店から回答お願いします。
1:23:58	はい。4ヶ月を想定というふうなことで本店シバタです5ページ見ていた だきますと
1:24:08	例えば有毒ガスであれば、
1:24:13	9月上旬に資料を提出しまして今年度第1杯と、
1:24:19	我々、
1:24:21	資料提出から、審査会合まで2回のヒアリングと、2週間の事前提出期 間を取ると、約2ヶ月かかっていますんで、審査会合でコメントを受けても いい、ワンサイクルというふうになると最低限、
1:24:34	1月というふうな
1:24:38	ところと考えてございますんで
1:24:41	それに余裕をとって3月までということでの範囲内で説明しきるとい うふうなことを考えてございます。他社については具体的に

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:52	それほど長くかかってないというふうに考えてございますんで等を、
1:24:57	この範囲におさまるものというふうに考えてございます。
1:25:01	規制庁の天田ですちょっと今ので、何となくかなり余裕を持った、
1:25:08	スケジュールの設定かなとちょっと思ってまして、ここは現実的なスケジュールと申し上げてるのは、
1:25:18	何ていうんですか、論点がありそうなものなのに、1回で、
1:25:24	会合が終了するというのはこれは現実的ではないだろうと一方、有毒ガスのように、十分な申請実績があるものに対してですね、
1:25:35	等を、しかも本体施設の中で、補正をかけるということであれば、
1:25:41	ちょっと期間をむしろ長めに取りすぎる。
1:25:47	ことが適切なのかと。
1:25:51	いうのがありまして、かつバックフィット資料2で書いていただいているように、先に
1:25:58	火災防護の方針を整理した後でバックフィットの説明に入ることなので、この期間は、やはり
1:26:07	適切な期間として設定。
1:26:10	をしていただく必要があるのかなと。
1:26:14	あくまでなんていうか、十分な長い余裕期間をもってという趣旨ではなく、
1:26:20	先行審査実績も踏まえれば、このぐらいの期間が適切だという趣旨ですので、
1:26:27	そこはちょっと5回位をされてるとしたら、ちょっと認識合わせをさせていただきますか。
1:26:35	はい。北海道電力の石川でございます。
1:26:38	ひょっとすると、私ども誤解してたかもしれませんと言いますのは、説明完了目標時期は、この時期までに終わりたいという。
1:26:47	終わりたいというこの一定の時期を示したつもりでございましたのでですので、結果的に余裕がある時間として示してしまっていると思いますが、これ、
1:26:58	普通弊社の誤開ですかね。
1:27:01	ならないのではあるんです。
1:27:05	多分ですね今の多分説明完了時期はそれでいいんじゃないかと思っていて、この今、例えば、何月から8月の下旬からスタートして来年3月下旬ってこう線ひいてますけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:18	これは何か今、別にこのんじゃ具体的にいつどうっていうのはここで聞かないですけど、それはちゃんと、どういうスケジュールでこう組み立てていって、
1:27:28	審査会合大体このぐらいの時期にやって、ていうのがあった上でのこの線の引き方になってますよねと。だからその例えば、このとあるこの線にはじゃあその結局のところ、余裕として何ヶ月あるんですかって聞かれれば、
1:27:43	あと後3ヶ月はもう余裕としてあるんですってのが、明確に答えられるような状況になった上でこの線が引かれてますよねっていうその、
1:27:51	何となくこの、来年の3月末のところにENDFってなってるんで、何となくこの線がそこまでに終わればいいでしょってのととりあえず引いたものじゃないですよっていうところはですね
1:28:03	確認をさせていただきたいなと思ってます。なのでさっき私の中身も、いずれちゃんと説明してくださいねっていうのは申し上げましたけど、それは、今ここで引かれてる時点でそれがすでに
1:28:13	完了して、した上でのこの線が引かれているっていう理解なので、
1:28:18	そこは大丈夫ですかね。
1:28:21	北海道電力の石川です。本店から補足あったら説明して欲しいんですけども、私が昨日までに受けた説明ではそういった組み立ても含めて、この工程を今お示ししてるというふうに考えております。
1:28:33	本店の方補足ありますか。
1:28:36	イトウシバタです補足ございません。
1:28:39	はい、わかりました。すいません。
1:28:58	規制庁の天田です。あと、あともう1点だけ今回新規説明項目について
1:29:06	明確にしてくださいという、6月23の指摘に対して、
1:29:11	以前、なんていうんすか、いろいろと、
1:29:15	お聞きしていた項目くうと若干違うし、出入りがあるような気もするんですけどこれを改めて、
1:29:26	過去の説明もあるんだけど改めて現時点で、
1:29:31	審査会合の地域説明項目としては、
1:29:34	過去説明が会合で必要だと思っていたんだけど、改めて整理してみたらこれしかありませんとそういう整理のされ方を、
1:29:44	しているとそういう理解でよろしいでしょうか。
1:29:51	はい、本店シバタです。ご指摘の通りでございます。
1:29:56	わかりました。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:04	規制庁のです。それではこちらからの質問はもう、ございませんで何かほ。
1:30:12	今日来られてる方とあと、
1:30:15	本店の方で確認したい事項ございますでしょうか。
1:30:23	北海道電力本店カナダです。本店側の方からは、追加で確認したい事項はございません。以上でございます。
1:30:32	はい。北海道電力石川でございますこちらのメンバーも、特にございません。
1:30:36	はい。規制庁のです。それでは本日のヒアリングを終わりたいと思います。ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。